

知っところ!!!

森林組合つうしん

森だより
(138)



写真：第5回 日本伐木チャンピオンシップに参戦

も	下期の業務運営について・・・P1	店舗（森の道具屋）
	事業1課	夏の大整備会のご案内・・・P4
く	殿小5年生環境学習 他・・・P2	総務課
	事業2課 日本伐木	相続登記について・・・P5
じ	チャンピオンシップ 他・・・P3	組合からのお知らせ・・・P6
		市況・編集者の独り言・・・P7

発行責任 日吉町森林組合

〒629-0341 京都府南丹市日吉町殿田尾崎8-1

E-mail h-sinrin@fancy.ocn.ne.jp

Tel 0771-72-0017

Fax 0771-72-1375

森林組合WEBサイト

日吉町森林組合



令和6年度下期の業務運営について

例年になく暑くなるのが早く、すでに暑さにうんざりされている方もいらっしゃるかと思います。暦の上では立秋（今年は8月7日）までが夏ですが、残暑がかなり厳しくなりそうな予感です。そんな中、7月末で令和6年事業年度も前半分が過ぎ、8月から下半期がスタートします。後半も暑さに負けず頑張っ参ります。それでは、上半期の結果概要と下半期の組合業務運営について説明いたします。

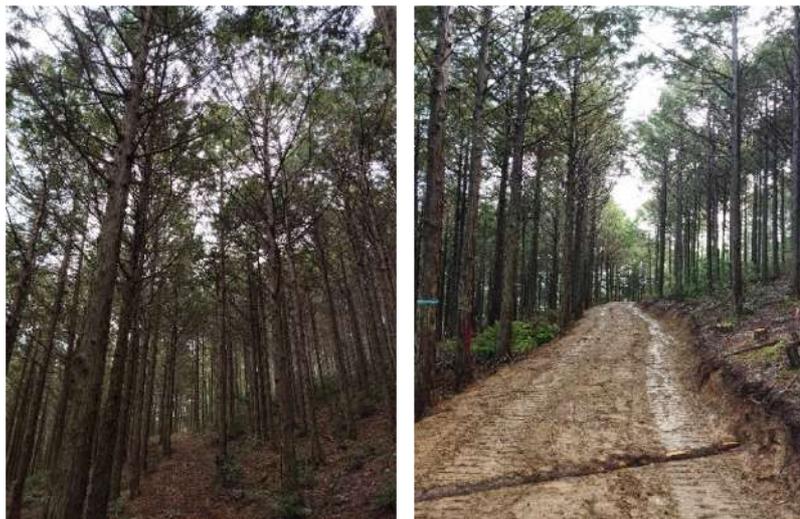
まず、上期（7月末時点）における主要部門「森林整備事業」の進捗状況を報告します。作業道開設延長は4,500mで進捗率37%と少し遅れが出ておりますが、間伐面積80ha、木材生産量8,400 m³と、今年3月に総代会でご承認いただいた事業計画数量に対して半分の進捗率となっており、順調に事業を進められております。これも組合員はじめ地域の皆様のご協力のおかげです。感謝いたします。

8月以降、森林整備を行う詳細な地域は2頁で説明しておりますので、そちらをご覧ください。下半期もこれまで同様、日吉町内の森林整備事業を軸に進めて行きますが、町外（園部町や京北町、亀岡市）の森林整備や、府の入札事業、南丹市の里山再生整備事業なども積極的に進めていきたいと考えております。

森の道具屋では、8月3日(土)・4日(日)に夏の大整備会を予定しており、1年で一番規模が大きいお客様感謝祭を実施します。是非足をお運びください。職員一同お待ちしております。夏の大整備会の詳細は4頁に掲載しておりますので、そちらをご覧ください。また、昨年も大変ご好評をいただいた「目立て講習会」も開催します。詳細が決まり次第連絡いたしますので、皆様の参加をお待ちしております。

殿田小学校の5年生との環境学習（2頁参照）や、京都府林業大学のキャップストーン研修の受入れ、林業機械見学の対応、奈良県フォレスターアカデミーからインターシップの受入れなど、森林・林業に携わる未来の担い手育成にも、これまでどおり取り組んで行きます。

最初に申し上げたように、まだまだ暑さ厳しい日が続きます。皆様におかれましてはくれぐれも御身体ご自愛いただき、この夏も乗り切っていただければと思います。組合職員も熱中症には十分注意をして、事業計画数量を達成出来るよう頑張っ参りますので、引き続きご協力を宜しくお願い致します。



亀岡市内で実施した森林整備写真（左・作業前、右・作業後）

（文・小林）

森林整備事業計画について

8月から令和6年度の下半期がスタートいたします。後半に森林整備を予定している現場について、7月から着々とプランニングを進めております。

現在は、上胡麻アシ谷、天若滝日谷、四ツ谷平ノ上において森林調査を進めていて、その後は生畑、田原、志和賀へと移って行く予定をしております。

年度当初の計画に沿って進めておりますが「こっちの山も整備してほしいんだけど」などご要望がございましたら、いつでも御連絡ください。

殿田小学校・5年生と楽しく環境教育を実施！！

3年前の2021年に、殿田小学校の4・5年生を対象にして、森林・林業に関する体験教育を行いました。嬉しいことに今年も殿田小学校からご依頼をいただき、5年生の10人と体験教育を行うことになりました。

6月11日に教室に伺って、森林と林業の「今」について一緒に勉強をし、6月21日には運動場で薪割り体験を行いました。教室での授業では、子供たちが森林の役割や林業のことを事前に自分たちで勉強をしていて、こちらからの質問にもどんどん手が挙がり、すごく楽しい時間が過ごせました(^_^)

薪割り体験では、正直斧を使った薪割りはちょっと無理かなあと感じていたのですが、何のことはない「私がやる、俺がやる。」「次は私、次は俺」とバンバン薪を割ってくれました(笑)。

引率の先生と共にビックリしたのが、薪を割った直後の子供たちの行動です。薪割りを見ていた子供たちが割れた瞬間に「〇〇君薪持ってこっち向いて(パシャ)、こっちも向いて(パシャ)、もっと笑って(パシャ)」、「パシャパシャパシャパシャ！！」と支給されているタブレット端末で撮影会が始まりました。さながら、賞を受賞した芸能人の記念撮影の様でした(^_^)

2学期以降は、間伐体験なども予定していて、次はどんな子供たちが見られるのか今から楽しみで
す(^_^)v



(文・小林)

事業 2 課

第 5 回日本伐木チャンピオンシップに参戦

日本伐木チャンピオンシップは、林業技術及び安全作業意識の向上、林業の社会的地位向上、新規林業就業者数の拡大などを目的として 2014 年から開催されており、40 年以上の歴史を持つ世界伐木チャンピオンシップへの日本選手選考も兼ねた大会です。

5 種目の競技（伐倒競技、ソーチェーン着脱競技、丸太合せ輪切り競技、接地丸太輪切り競技、枝払い競技）で競技者の技術を競い合います。採点基準は技術面（効率性、正確性等）のみならず安全面（防護装備の着用、動作手順等）も対象となっています。

第 1 回大会の出場者は全国から 20 名だったものが、今年の出場者は 57 名と年々増えており大きな規模になっています。そんな大会に、満を持して今年日吉町森林組合から小芦 学事業 2 課長が参戦しました。

20 年以上チェーンソーマンとして現場で伐倒作業に従事し、技術を磨いてきたベテランですが、自身の技術レベルが全国の林業技術者と比べてどうなのか、それを更に向上させるために自身に足りないものは何なのかを学びたいと、自ら志願して今回の参戦となりました。

結果、全国の林業技術者のレベルに驚きを隠せず、自身の動作や安全意識一つ一つに改善する必要があると痛感したということです。また、自身含め他の職員もまだまだ向上の余地があり、今回の経験も踏まえ自分が先頭に立って現場職員のレベルを上げていきたいという事です。

組合としても参加することが目的ではなく、技術レベルを高めることが目的なので、今回の経験を活かし、組合のレベルを上げてもらうことを期待しています。



写真：設置丸太輪切り競争



写真：伐倒競技

新入職員のご紹介



京都府林業大学校卒の「神谷 遼」君です。林業大学校在学中に、キヤップストーン研修でも日吉町森林組合に来ていました。

事業 2 課でチェーンソーマンとして頑張っていますが、これまでの新入職員とは違い、チェーンソーマンだけではなく、林業機械の操縦も積極的に経験してもらっています。

(文・小林)

夏の大整備会開催！！

「知っとこ森林組合つうしん（森林だより 137号）」でお知らせしていただきましたように、「夏の機械大整備会」を開催します。期間は8月3日(土)と4日(日)の2日間です。年に1度の「機械整備・ソーチェーン目立て・チップソー目立て」無料ご奉仕！！（但し、部品交換が必要な場合は、部品代はお客様のご負担となります）

もちろん機械整備は何台でも **OK！！** チップソーもソーチェーンも **何枚でも！何本でも！！全て無料です！！！！**

梅雨も明け、気温がグングン上がるこの時期、お使いの機械の消耗も激しくなります。ただでさえ、暑さの中草刈りなどの作業をするのは大変なのに、調子の悪い機械を使うと更に疲労が増しますし、イライラやストレスも溜まります。そんな思いを少しでもしないよう、是非この機会に機械を持ってご来店ください。



さらに、夏の整備会恒例『ツムラ・チップソー最大25%OFFまとめ買い祭り』も実施します。この機会に是非まとめ買いを！！

最大25%OFF ツムラ チップソーまとめ買い祭り		
F型ハイパー とにかく石に強い、チップの欠けを極限に軽減し、驚異の耐衝撃性能を実現しております。 ¥2,650-/枚 (通常価格) ¥2,180-/枚 (3枚ご購入価格)	L52 竹でも！笹でも！草でも！雑木でも！生垣でも！この1枚でズバッと斬れる！ ¥3,240-/枚 (通常価格) ¥2,580-/枚 (3枚ご購入価格)	L型スペシャルライト プロ農家が認める驚異の切れ味！軽量タイプなので体気量の小さい機械にも装着可能です！ ¥3,700-/枚 (通常価格) ¥3,130-/枚 (3枚ご購入価格)

そしてなんと！期間中は「**展示商品すべて 10%OFF**」の超太っ腹大放し！！

暑さ対策用品やそれ以外の屋外作業必需品

（森林香・ハチノックなど）を是非お買い求めください。

この他にも多数お買得商品を取り揃え、皆様のご来店をお待ちしております。

夏の虫はこれで撤退！ パワー 森林香 通常の森林香よりも分厚く、煙の量が多いので、効き目が良く1度使用すると手放せない商品です！ ¥1,520-/個	スズメバチ退治はこれ1本！ 強力噴射ハチノック 薬剤に触れたハチはすぐにノックダウンします。噴射距離は約3.0mととても強力です！ ¥2,145-/個	庭を荒らす迷惑動物に レッドガード屋外用 唐辛子の成分を凝縮しておりますので、鳥獣の嗅覚を刺激して、動物を近づかせません。 ¥2,800-/個
--	---	---

(文・小林)

総務課

相続登記の義務化について

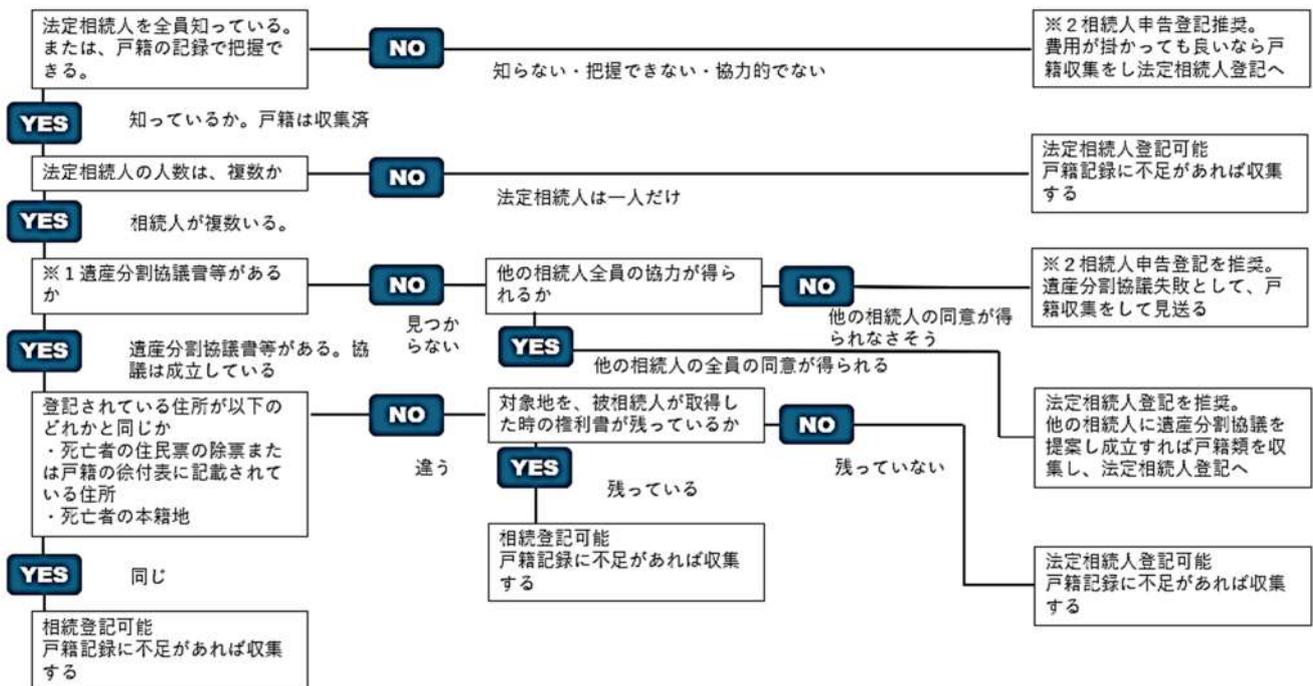
令和6年4月1日より相続登記の申請が義務化されました。相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。また、遺産分割で不動産を取得した相続人についても、遺産分割が成立した日から3年以内に相続登記をしないといけません。正当な理由無く義務に違反した場合は10万円以下の過料の対象となります。

なお、令和6年4月1日以前に相続が開始している場合でも、3年の猶予期間がありますが猶予期間内に相続登記をしなければなりません。

法務省や各地の法務局、WEB サイトでも大きく制度の内容を告知していますので、組合員の皆様もご存じの方が多いのではないかと思います。

日吉町森林組合にも4月以降沢山の問い合わせがありましたので、簡単に手続きについて自己診断チャートを作成しました。相続が発生し「どうすればいい?」と思われたら下記のチャートをご確認頂き、正しい手続きを行って下さい。

相続登記義務化についての、自己診断チャート



※補足

相続人申告登記とは相続未登記の不動産について、自分が法定相続人の一人であることを不動産登記に記録する手続きです。相続人申告登記を行うことは、相続登記が難しい方が行う適正な手続き方法となります。

相続登記を絶対にしなさいという制度ではありませんので、お間違いの無いよう、またそれぞれの状況に合わせた必要な手続きを行っていただくようお願いいたします。

(文・出野)

森林組合からの大切なお知らせ

お知らせ 1 : 営業時間の変更について

事務所と店舗「森の道具屋」の営業時間が 5 月 7 日より下記のとおり変更となっております。

【事務所】

変更前

変更後

8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 → 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0

【店 舗】

変更前

変更後

8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 → 8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0

組合員の皆様への連絡が遅くなり申し訳ございません。

お知らせ 2 : 臨時休業と夏季休暇のご案内

臨時休業

8 月 9 日(金) : 職員研修のため臨時休業といたします。

夏季休暇

8 月 1 3 日(火)・1 4 日(水)の 2 日間

1 5 日(木)から通常営業となります。

木材市況

(資料提供・北桑木材センター R6.7.16)

スギ	中目	4m×18～24 cm	¥11,500～13,000	お客様が多かったですが、建築用材としての引き合いが弱かった。 合板材・パルプ材・バイオマス材については、今回も引き合いが強くなり値上がりが続いている。
	〃	4m×24～30 cm	¥14,000～18,000	
	柱	3m×16～20 cm	¥13,000～15,000	
	〃	6m×16～20 cm	¥14,000～16,000	
	元木・良材	4m×24 cm上	¥30,000～35,000	
ヒノキ	中目	4m×18～24 cm	¥17,000～18,000	
	〃	4m×24～30 cm	¥20,000～22,000	
	柱	3m×16～20 cm	¥13,000～15,000	
	〃	6m×16～20 cm	¥18,000～20,000	
	土台	4m×14～16 cm	¥11,000～12,000	

編 集 者 の 独 り 言

本誌5頁にも記載しておりますが、この相続登記の義務化制度、令和3年に法律が改正され今年の4月に施行されたのですが、そもそも何故このような制度が必要となったのでしょうか。

国土交通省の調査によると、2020年時点での「所有者不明土地」の割合は、国土の約20% (410万ha) に達しているとされています。また、その原因の内、相続が理由となっている割合が約67%にも上るそうです。

「所有者不明土地」が増加すると、公共事業が進められなかったり、災害復旧が難航したり、近隣の方とのトラブルの原因となったりします。また、第3者が不法に占拠してしまうという事も考えられます。そういった背景から、これまでは任意だった相続登記が義務化されたようです。

この問題は、都市部の住宅地や空き地、農地などに限った問題ではなく、森林においても問題となっています。間伐や皆伐などの森林整備を実施する際の同意が得られなかったり、大きくなった木が隣接の方の生活に悪影響を及ぼしている場合であっても、所有者が不明の場合は伐ることもできません。

ただ、「相続」と文字として書くのは簡単ですが、いざ遺産を相続するとなると、その手続きは相続人にとって非常に重荷である場合が多いのではないかと思います。森林の相続について、何かお困り事があればいつでも森林組合へ相談にお越しくください。お役に立てることは何もないかもしれませんが、少しでも不安な事が減らせるお手伝いできればと思います。

編集者：小林